

京都市環境影響評価等に関する条例（抄）

（技術指針の策定等）

第 6 条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第 50 条第 1 項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第 59 条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

第 13 条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して 3 月（第 11 条第 1 項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第 9 条第 1 項の公告の日から起算して 4 月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

（審査会）

第 59 条 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第 60 条 審査会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 61 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 62 条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（抄）

（審査会の会長）

第46条 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

第47条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第48条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（専門委員）

第49条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（審査会の庶務）

第50条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

（審査会に関する補則）

第51条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。